

第3期 丸亀市 こども未来計画

Children's future plan



令和7年3月
丸亀市

はじめに

国においては、令和5年4月1日に、こども施策の新たな司令塔となる「こども家庭庁」が設立され、同時に「こども基本法」が施行されました。こども・若者の最善の利益を常に考え、こども・若者が健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」の実現を目指し推進が図られているところです。



令和7年3月

丸亀市長 松永恭二

丸亀市では、第二次丸亀市総合計画に定める5つの基本方針の1つとなる「心豊かな子どもが育つまち」を実現するため、こども・子育て分野の個別計画として、令和2年度より「第2期丸亀市こども未来計画」を策定し、こどもたちが将来にわたって健やかに育ち、子育て家庭が子育てを楽しむことができるよう様々な施策を実施してまいりました。なかでも、幼稚園・認定こども園等・市立小・中学校の給食費無償化や18歳までのこども医療費助成、待機児童解消のための保育士確保策などにおいては、市の独自施策として取り組んでまいりました。

しかしながら、本市におきましても、全国と同様に少子化に歯止めがかかっておらず、安心してこどもを産み育てられる環境の一層の整備が急務となっているところです。

このようななか、令和6年度で終了する「第2期丸亀市こども未来計画」に続く計画として、新たに「第3期丸亀市こども未来計画」を策定しました。この計画では、「全てのこどもや若者の健やかな育ちを 家庭と地域社会が力を合わせて見守り、支えるまち まるがめ」を基本理念とし、今まで以上に、安心してこどもを産み、喜びや楽しみを感じながら子育てができるようにするとともに、まち全体でこどもや若者の夢の実現や健やかな成長を支えられるまちを目指してまいりますので、市民（地域、団体、企業）の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、アンケート調査をはじめ、本計画策定に当たり貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係団体、多様な視点からご意見を賜りました子ども・子育て会議の委員の皆様に厚くお礼申し上げます。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

（平成 6 年 5 月 16 日 公布）

【4つの権利】

- 1 生きる権利（すべての子どもの命が守られること）
- 2 育つ権利（もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること）
- 3 守られる権利（暴力や搾取、有害な労働などから守られること）
- 4 参加する権利（自由に意見を表したり、団体を作ったりできること）

こども基本法

（令和 4 年 6 月 22 日 法律第 77 号）

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

子ども・子育て支援法

(平成 24 年 8 月 22 日 法律第 65 号)

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

丸亀市子ども条例

(令和 2 年 3 月 30 日 条例第 23 号)

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成に関する基本理念や子どもの権利について定め、まち全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを整えるため、家庭、学校等、地域、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、全ての子どもが家庭及び地域から愛され、心豊かに育まれながら健やかに成長していくことを目的とする。

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が考慮されること。
- (2) 大人は、子どもを温かく見守り、日常的な関わりを大切にして、子どもが主体的に考え、行動していく力を育めるようにすること。
- (3) 家庭、学校等、地域、事業者及び市は、互いに協働して子どもの育成に係る取組を行うとともに、その環境を整備すること。

第3期 丸亀市

こども未来計画

Children's future plan

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の考え方	3
3 計画の対象	4
4 法的な位置づけ	4
5 関連計画との位置づけ	4
6 計画の期間	5
7 計画の策定体制	5
第2章 こどもと家庭を取り巻く状況	18
1 人口・世帯の状況	18
2 少子化の状況	21
3 婚姻等の状況	23
4 就労の状況	24
5 幼稚園・保育所等の状況	26
6 小学校・中学校の状況	32
7 将来推計人口	34
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	35
2 基本指針	36
3 基本目標	37
第4章 次世代育成支援行動計画	39
基本目標1 こどもを育む家庭を支援します	39
基本目標2 こどもの健やかな成長を支援します	53
基本目標3 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります	66



第5章 子ども・子育て支援事業計画 72

1 子ども・子育て支援新制度における事業の全体像	72
2 教育・保育提供区域の設定	74
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	78
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	89
5 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保	102
6 保育人材の確保及び定着支援	104

第6章 こどものひかり計画 106

1 計画の概要	106
2 本市の状況	107
3 施策の展開	113

第7章 子ども・若者計画 120

1 計画の概要	120
2 本市の状況	121
3 施策の展開	123

第8章 計画の推進体制と進捗管理 129

1 計画の推進体制	129
2 計画の進捗管理	130

資料編 131

1 子ども・子育て会議委員名簿	131
2 計画策定経過	132
3 諮問書	134
4 答申書	135
5 用語解説	137